

平成30年9月定例会 福祉保健医療委員会の概要

日時 平成30年10月5日(金) 開会 午前10時 2分
閉会 午後 2時48分

場所 第2委員会室

出席委員 小久保憲一委員長

横川雅也副委員長

飯塚俊彦委員、田村琢実委員、立石泰広委員、荒川岩雄委員、小谷野五雄委員、
井上将勝委員、萩原一寿委員、金子正江委員、中川浩委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部関係]

知久清志福祉部長、江森光芳地域包括ケア局長、沢辺範男福祉部副部長、
小池要子少子化対策局長、細野正福祉政策課長、加藤誠社会福祉課長、
縄田敬子地域包括ケア課長、金子直史高齢者福祉課長、
村瀬泰彦障害者福祉推進課長、和泉芳広障害者支援課長、
関口修宏福祉監査課長、高島章好少子政策課長、西村朗こども安全課長

[保健医療部及び病院局関係]

本多麻夫保健医療部長、三田一夫保健医療部参与、
江森光芳地域包括ケア局長、奥山秀保健医療部副部長、
河原塚聡保健医療部副部長、唐橋竜一保健医療政策課長、
田中良明保健医療政策課感染症対策幹兼幸手保健所長、井部徹国保医療課長、
武井裕之医療整備課長、番場宏医療人材課長、清水雅之健康長寿課長、
芦村達哉疾病対策課長、市川克己生活衛生課長、吉永光宏食品安全課長、
天下井昭薬務課長

岩中督病院事業管理者、関本建二病院局長、小松原誠経営管理課長、
松井直行経営管理課技術幹

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第87号	埼玉県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査

1 福祉部関係

- (1) 介護職種の外国人技能実習制度について
- (2) 保育士等の処遇改善について
- (3) 無料低額診療事業について
- (4) 児童養護施設の人材確保策について

2 保健医療部及び病院局関係

- (1) 病院内保育所について
- (2) 一般公衆浴場について
- (3) 新生児聴覚検査について

報告事項

1 福祉部関係

- (1) 総合リハビリテーションセンター病院部門の経営改善に向けた取組について

2 保健医療部及び病院局関係

- (1) 大学附属病院等整備予定地における土壌汚染状況調査の結果（概要）について
- (2) 救急電話相談の現状について

【付託議案に対する質疑（福祉部関係）】

飯塚委員

就労定着支援に関する利用料は一人当たりいくらか。

障害者福祉推進課長

定着率によって変わるが、サービス費全体で一人当たり月に24,000円から29,000円となることが見込まれる。利用者はその1割を負担することになるので2,400円から2,900円の負担となる。

金子委員

就労定着支援開始に合わせて新たに支援員は配置するのか。

障害者福祉推進課長

就労定着支援員として2名採用し、それぞれ担当する利用者を決めて対応する。

金子委員

相談内容が専門的になると思うが、対応できる人が確保されているのか。

障害者福祉推進課長

1人は元福祉・医療コンサルタントで、昨年までは就労移行支援を担当していたので、十分ノウハウ、スキルを持っている。もう1人は知的障害者施設に勤務していた方で、現在、支援ノウハウや業務マニュアルを修得中である。

萩原委員

- 1 就労定着支援は、総合リハビリテーションセンターではどのような障害がある方が対象になるのか。
- 2 年間の利用者数と目標値はどうか。
- 3 総合リハビリテーションセンターは交通アクセスが良くない。利用者には何か配慮する考えはあるのか。

障害者福祉推進課長

- 1 肢体不自由者、知的障害者及び高次脳機能障害者を対象として実施する。
- 2 平成27年度から平成29年度までに就労した方のうち、現在就労中の方は64人である。こうした方々を対象に40人を就労定着支援の対象とした。平成27年度から平成29年度に就労した方の定着率は88.9%である。現在もある程度高い数字であるが、就労定着支援事業の実施後は90%以上を確保できるよう努力したい。
- 3 就労定着支援については、総合リハビリテーションセンターで訓練するのではなく、就労先企業などを訪問して支援することが中心となるため、交通アクセスについての特別な配慮は考えていない。

萩原委員

- 1 何をもって定着とするのか。
- 2 総合リハビリテーションセンターで就労移行支援を受けた人でないと就労定着支援を受けられないのか。

障害者福祉推進課長

- 1 就職後、長期にわたり継続して就労できることが定着であると考えている。平成27年度に就労した方の約3年後の定着率は84%であり、これをできるだけ高くしていきたい。
- 2 民間事業者の就労移行支援などを受けている場合は、本人の御希望があれば総合リハビリテーションセンターで対応することも可能である。

井上委員

- 1 就労定着支援は利用者からの相談を受けてサービスが始まるのか。それとも行政側からアプローチしていくのか。
- 2 これまでの就労移行支援と就労定着支援で何が変わるのか。

障害者福祉推進課長

- 1 総合リハビリテーションセンターから利用者に対し最低月1回以上の面談を行い、信頼関係を構築しながら課題を把握し、その解決に努めていく。
- 2 就労移行支援サービスにおいても、就職後6か月は定着支援を行うことが義務になっていたが、その後については事業者により対応がまちまちであった。総合リハビリテーションセンターでは、問題があるケースや本人から相談がある場合は6か月以降も対応していたが、今後は就労定着支援により月1回以上の面談など従来よりもきめ細かな対応が可能になる。

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（介護職種の外国人技能実習制度について）】

田村委員

県では、本年8月に社会福祉法人の施設長等を対象として、外国人技能実習制度に関するセミナーを開催しているが、説明者として特定の監理団体の代表者を講師としている。介護人材を受け入れることのできる監理団体が全国で約50団体あることを考えれば、特定の監理団体の代表を呼んで、併せて個別相談会を実施するということは、その監理団体だけに利益供与していることになる。ほかの監理団体との公平性をどう担保するのか

社会福祉課長

今回のセミナーでは、昨年11月に技能実習制度に「介護」が追加されたため、技能実習制度への理解を深めていただくことを目的として、制度に関する最近の動向や受入施設に求められる役割などについて詳しい説明を行ったものである。また、個別相談会も実施したが、その内容はセミナーで受けた質疑について相談を受けたものであり、具体的に実習生の受入れについての個別の相談を受けたということではない。そうは言ってもこうした形で誤解を生じており、その点については大変申し訳なく思っている。今後は監理団体の情報を幅広く収集し施設に提供していきたい。

田村委員

- 1 セミナーの講師を行った監理団体はどこか。なぜその団体が選ばれたのか。
- 2 個別には相談を受けていないとのことだが、今定例会の清水議員の一般質問への答弁において、福祉部長は「個別相談会を実施した」と答弁している。それとの整合性を教えていただきたい。

社会福祉課長

- 1 長野県小諸市の「のぞみグループ」である。当該団体は、これまでも外国人の介護教育に積極的に取り組んでおり、国が向こう3年間で1万人のベトナム人介護人材を受け入れるに当たっての12の優良法人に選ばれている。また、セミナーを企画した段階で具体的な受入れが既に始まっている団体である。セミナーを企画した当時は、県内で具体的な監理団体の動きがなかったこともあり、当該団体に依頼した。
- 2 具体的に実習生の受入れについての個別の相談を受けたということではない。セミナーの説明に関する疑義について個別に受け答えをさせていただいたということでお答えした。

田村委員

技能実習の監理団体は各社会福祉法人に説明に回っている状況にある。このようなセミナーを県が開催してくれることは、監理団体にとって大変な利益となる。国から12法人の指定があつて、県が恣意的に1団体を選んでその団体に来てもらっているというのは大変な癒着だと思う。県の幹部や議員の紹介等あつせんがあつたのか。

社会福祉課長

講師の選定については国からの情報を参考にした。当該団体とは、これまで面識は全くなかった。

田村委員

公が行ったセミナーについて、他の監理団体との平等性をどう担保するのか。

社会福祉課長

今回は、あくまでも制度説明という認識でセミナーを開催したものであるが、誤解を生じてしまっていることは事実でありおわびしたい。今後は、関係する全ての監理団体の情報を幅広く収集し施設に提供するなど、平等な形で取扱いができるように努めていきたい。

田村委員

- 1 あつせんがあつたのか伺いたい。
- 2 今回の件で不利益を被っていると感じている団体があるとすればきちっとケアをしていく必要があると考えるが、どのように行っていくのか。

社会福祉課長

- 1 あつせんは一切ない。当該団体とはこれまでも面識はなかった。
- 2 不利益が生じている監理団体については、そうした団体の情報も幅広く収集し施設に提供するとともに、現場の声も聞きながら、各施設と参加を希望する全ての監理団体を

集めた情報交換会やマッチング会の開催も検討していく。

【所管事務に関する質問（保育士等の処遇改善について）】

立石委員

- 1 キャリアアップ制度の人事院の格付けによる差と処遇改善の加算の配分の見直しについて伺う。副主任と専門リーダーには月額4万円の加算があり、管理職の方が給与が安くなってしまう逆転現象が起ってしまうこともあるのではないかと。
- 2 従来、主任職は8年、施設長は10年の経験年数が必要と言われていたが、最近は保育士不足により経験年数が短くても管理職に就くという状況が生じている。一方、キャリアアップ加算の基準が「副主任での経験年数が7年以上」となっていることで、経験年数で逆転現象が生じてしまうこともあるが、これについてはどう考えているのか。
- 3 小規模な保育所だと研修を受ける時間がない。研修の場所や時間にも工夫が必要ではないか。例えば、オンラインでの研修の実施など、研修の見直しについてどのように考えているのか。

少子政策課長

- 1 国が定める公定価格は主任保育士が月額237,252円、一般の保育士が月額202,470円となっており、確かに差が4万円を下回ることになる。一方、国では年額も示しており、主任保育士が年額約455万円、保育士が年額約385万円となっている。4万円の加算が加わったからといっても直ちに逆転することには制度的になっていない。また、キャリアアップ加算は制度改正による弾力運用により、保育所に配分された加算分の一部を主任保育士にも配分することができるようになっている。
キャリアアップ加算は、労務体制をしっかりと作るというのがポイントであるが、保育所だけで賃金体系の見直しは難しいと伺っている。県では、全ての私立保育所にアドバイザーを派遣している。また、専門的な相談があれば、埼玉県社会保険労務士会にお願いをしてそこで相談させていただいている。
- 2 管理職に求められるスキルについては、管理職セミナーを行い支援している。また、キャリアアップ加算については、確かにおおむね7年目以上の方を対象としているが、これは目安であり、園の判断で8年を超えている方も対象としている。経験年数が短くてもミドルリーダーとして役割を期待されている方に関しては対象となる。
- 3 施設には、研修に参加する保育士一人につき3日間分の経費の補助をしているほか、今年度からは潜在保育士の方を紹介する事業も始めている。研修の実施に当たっては保育団体等と開催日時や開催場所などについて打合せを随時行っており、その上で決定している。オンライン研修についても議論させていただいているが、保育実践やグループワーク等、オンラインだけではカバーできない内容であるので、実施していない。現場の声をしっかりと伺いながら研修の充実に努めていきたい。

立石委員

- 1 本年6月定例会において可決した「保育士確保と離職防止のための処遇改善を求める決議」を受けて、どのような対応を行っているのか。
- 2 アレルギー等対応特別給食提供事業費について、県と市町村がそれぞれ2分の1を負担するという事になっているが、全ての市町村が負担できているのか。
- 3 アレルギー等対応特別給食提供事業費は、年額60万円とのことだが、調理員1人分の年収の半分にも満たないので、調理員を加配している場合には、新たな対応をすべき

と考えるがどうか。

4 様々なアレルギー全てにしっかりと対応できているのか。

少子政策課長

- 1 決議に関しては、大変重要な御指摘であると重く受け止めている。国の公定価格による地域区分の等級の見直しについては、国に要望するとともに内閣府の担当官といろいろと意見交換をしている。格差が解消されるまでの間、市町村に対して財政支援することについては、少子化対策協議会をはじめ、月1回位の頻度で全市町村との意見交換を行っているところである。
- 2 平成29年度では、県内63市町村のうち10市町で実施されていない状況である。
- 3 調理員の加配に関しては、年間約650万円の財政支援がされている。その上で、県としてはアレルギー対応児が2人以上いる場合に独自の加算をしている。県独自の上乘せ加算は、全国的に見ても本県を含めて5県のみでありこの事業をしっかりと継続していきたい。
- 4 給食提供に特別な配慮が必要だという証明を提出していただければ、対応している。

【所管事務に関する質問（無料低額診療事業について）】

金子委員

- 1 県内の医療機関でこの無料低額診療事業を行っている事業所はどのくらいあるのか。また、利用状況は把握しているのか。
- 2 事業の啓発はどのように取り組んでいるのか。

社会福祉課長

- 1 無料低額診療事業は、社会福祉法第2条第3項第9号に基づき、低所得者やホームレス、外国人などに対して無料又は低額な料金で診療を行う事業である。実施施設については、平成30年6月1日現在で26施設である。うち県所管は18施設、さいたま市所管が4施設、川口市所管が4施設である。川口市所管施設を含めた平成28年度の利用実績は25万1,426人である。
- 2 県ホームページ上で、所在地、電話連絡先、診療科目などの情報を提供するとともに、市町村職員を対象とした会議等で事業を説明し周知を図っている。実施施設においても4月に近隣福祉事務所などにチラシ等を配布し広報を行っている。
また、県では実施施設からの相談にも応じており、広報に関する相談の場合には、市町村への訪問など直接の働き掛けがより効果的であることを助言し、関係市町村生活困窮者支援担当窓口を紹介している。

金子委員

事業の充実が必要と考えるがどうか。

社会福祉課長

医療費減免分を実施施設が負担することや減免割合10パーセントを確保することなど施設側の負担が大きい。加えて、事業実施によるメリットである固定資産税減免などの優遇措置が医療法人にあっては享受できないという実情もあり、新たな施設の設置を県から働き掛けることは難しい。事業の広報や市町村職員向け研修などを通じて既存施設の利用を進めていく。

【所管事務に関する質問（児童養護施設の人材確保策について）】

中川委員

- 1 児童養護施設の人材確保のため、職員の給与等の処遇について、児童相談所職員と比較検証した上で対策を検討する必要があると考えるがどうか。
- 2 県内の児童養護施設職員の処遇について、東京都と比較するとどうか。
- 3 放課後デイサービスの職員とも比較検証する必要があると考えるがどうか。

こども安全課長

- 1 児童養護施設の職員の処遇改善や人材確保は大変重要な課題だと認識している。今後、調査・検証をしっかりと行っていきたい。
- 2 同様に調査・検証をしっかりと行っていきたい。

障害者支援課長

- 3 調査・検証をしっかりと行っていきたい。

【所管事務に関する質問（病院内保育所について）】

飯塚委員

- 1 病院内の保育所には、看護師以外は利用できない場合がある。県の「病院内保育所運営費補助」の要綱によると、看護師のための補助金となっているが、他職種は利用できないということか。
- 2 県は補助金を出す立場として、利用者に誤解や不満が生じないように丁寧に事業者や利用希望者に説明する必要があると考えるがどうか。
- 3 保育所関係の補助金には、保健医療部医療人材課が所管している「病院内保育所運営費補助金」と、産業労働部ウーマノミクス課が所管している「埼玉県企業内保育所設置等促進事業費補助金」がある。それぞれ目的は異なるのであろうが、事業者には分かりづらい。それぞれの内容についてしっかりと周知すべきと考えるがどうか。

医療人材課長

- 1 県では、幅広い職種の方々が利用できるような形で病院内保育所の設置を促進している。ただ、要綱に「看護職員のために」と記載しているのは事実であるため、今回の御指摘を踏まえて正しい表記に改めたい。
- 2 今後は、利用者に誤解や不満が生じないように丁寧に周知していきたい。
- 3 「病院内保育所運営費補助金」は看護師等医療従事者確保を目的とした補助金であり、一方、「埼玉県企業内保育所設置等促進事業費補助金」は地域児童の受入拡大のための補助金である。それぞれ違いがあるので、相談があった場合には丁寧に説明していきたい。

【所管事務に関する質問（一般公衆浴場について）】

立石委員

- 1 一般公衆浴場への補助制度について伺う。施設設備の老朽化や燃料の高騰などにより、一般公衆浴場の経営は厳しいものであり、県の近代化設備資金補助金が運営上大きなウエイトを占めている。平成21年度には1,180万円であった県からの補助額が、今年度は640万円と半減しているが、公衆浴場が減少している以外に理由はあるのか。

また、今年度の対象施設数はいくつか。

- 2 大規模リニューアルに対して補助金は出ないのか。
- 3 入間市内のスーパー銭湯と狭山市内のスポーツジムに併設する公衆浴場が、一般公衆浴場として許可された事例がある。保健所はどのように調査し許可したのか。
- 4 公衆浴場の1回当たりの利用料金は上限430円であり、一方、スポーツ施設は月額料金制が主となっている。一定程度以上利用すればスポーツ施設の方が一般公衆浴場よりも廉価に利用できる。許可に当たっては厳格な線引きが必要だったのではないか。

生活衛生課長

- 1 一般公衆浴場の減少が理由である。廃業の理由としては、経営者の高齢化や後継者不足が主である。近代化設備資金補助金は減ってはいるが、1浴場当たりの補助額は確保している。対象浴場数は8月末現在46施設である。
- 2 リニューアルする施設が少ないという実情もある。現在は根幹設備の補助という形を取っている。経営改善策については公衆浴場組合や埼玉県生活衛生営業指導センターにいる経営指導員等で経営指導を行いながら対策を考えていきたい。
- 3 適正配置の基準があり、350メートル以内に既存の一般公衆浴場がないことを確認する。その上で、構造設備基準に合致していることを保健所が現地調査で確認し許可している。
- 4 入浴料金の統制額は上限額であり、それ以下の料金で営業することは差し支えない。狭山市のスポーツジムの施設については、本来の目的である誰もが入浴できる施設であることについて、狭山保健所が必要な指導を行っている。

立石委員

新たな営業形態についての基準作りが必要なのではないか。

生活衛生課長

適正配置の基準があるので同様の営業形態の施設が過剰にできることはないと考えている。公衆浴場組合と話をしながら今後の施策について考えていきたい。

立石委員

既存の一般公衆浴場は徒歩や自転車で行く施設であり、そのようなことから350メートルの配置基準が作られたのではないか。スポーツジムは車で行くことが多い施設であるので、スポーツ施設に併設する浴場を一般公衆浴場として許可する基準を見直すべきである。(要望)

田村委員

今回の狭山市内のスポーツジムの事例は、一般公衆浴場となることで税制優遇や補助金を受け取れることを狙って申請したものである。このようなケースを許可すると、県内の同様の施設が全て一般公衆浴場になってしまう。許可は取り消した方が良く考えるがどうか。

生活衛生課長

先の入間市の件の申請があった際に文書課の法規担当とも協議した結果、構造設備基準と適正配置基準に合致すれば許可せざる得ないとの結論になった。

田村委員

人間のスーパー銭湯については理解している。

スポーツジムの付帯設備の公衆浴場には、スポーツクラブの利用者に加えて外部からの利用者も入り、その上、一般公衆浴場になることで税制優遇や補助金等の恩恵も受けられる。このようなケースを許可していると、税制優遇や補助金等を目的とした同様の施設が多数出てくるのではないかと。許可を取り消すべきであると考えますがどうか。

保健医療部長

追加の規制の必要性については、団体の意見を聞いた上でどのようなことが必要か検討していきたい。

田村委員

狭山保健所の許可が間違いであったと指摘している。精査して取り消すべきであると考えますがどうか。

保健医療部長

事実を確認し審査の過程を検証したい。

中川委員

スポーツジムと一般公衆浴場の代表者については、同一でも良いということか。

生活衛生課長

公衆浴場の経営が個人経営か法人経営かの法律上の規制はない。スポーツジムと公衆浴場の経営者が同一であることについても法律上の規制はない。

小谷野委員

今回のケースでは、一般公衆浴場になると税制優遇等があることが問題となっている。現在の一般公衆浴場を守っていくことを考えたら、利益を上げているスポーツジムには税制優遇等は必要ない。許可を取り消すべきである。（要望）

【所管事務に関する質問（新生児聴覚検査について）】

委員長

- 1 先天性難聴の早期発見に必要な新生児聴覚検査について、県内では43市町村でしか実施率を把握していない。まずは全ての市町村において実施率を把握する必要があると考えるが、いつまでに実現できるよう取り組むのか。
- 2 市町村ごとの実施率にばらつきがあるが、その原因について伺いたい。
- 3 検査施設がない市町村もある。病院単位や機器に対する助成を行うべきと考えるがどうか。
- 4 県内81検査可能機関のうち他院出産児について検査可能な機関が33機関しかなく、6割の機関では他院出産児の検査ができない。検査に対応していない産婦人科も1割ある。県民に等しく医療を提供するためにも、全ての分娩医療機関で検査できるようにすべきだと考えるがどうか。
- 5 新生児聴覚検査の重要性を保護者に知ってもらうため、説明用DVDや病院内ポスタ

一の作製費用について助成をすべきだと考えるがどうか。

健康長寿課長

- 1 これまでも担当者会議等を通じて周知をしているが、引き続き市町村関係者に対し周知していく。今年度中には全ての市町村で実施率が把握できるように働き掛けたい。
- 2 ばらつきの原因は不明である。
- 3 検査機器はおよそ9割の分娩取扱い医療機関で備えられている。検査実施率100%に向けて、効果的な手法について市町村と話し合っていきたい。
- 4 33の実施可能医療機関は県ホームページで公開している。病院への働き掛けについては今後検討していきたい。
- 5 11月に母子保健運営協議会を開催するので、その中で効果的な方法を検討する。

委員長

- 1 今月中にも全市町村に対して早急に調査するよう通知を出すべきだと考えるがどうか。
- 2 各市町村ごとの実施率のばらつきについては、親や産院に対して説明すべきと考えるがどうか。
- 3 新生児聴覚検査に対して助成を行う費用と、助成を行わず言語能力に障害が残った場合に県から給付金を出した場合の比較を行ったことはあるのか。
- 4 説明用DVD、院内用ポスターへの費用助成は是非検討してほしいと考えるがどうか。

健康長寿課長

- 1 11月の母子保健運営協議会において、市町村に検査実施の把握と公費助成について強く願います。
- 2 母子保健運営協議会の中で検討する。
- 3 実施していない。
- 4 検討する。

委員長

実施状況の把握については、電話でも依頼することはできる。早急に対応していただきたいと考えるがどうか。

健康長寿課長

実施状況の把握について依頼する。